こども家庭庁　令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化	「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	現行では、事務処理要領（令和元年7月1日）において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQNo.2により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。 しかし、無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、在園証明などを求めることなど利用者の手間となっている。 FAQNo.18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶予の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないかと思われる。 簡素化した場合の各方面への影響については、 ①国保連の業務への影響については、受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないかと思われるので、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないかと思われる。 ②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。 ③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあるため、簡素化によりそれが不要になる。特にデメリットは生じないかと思われる。 ④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいかと思われる。	認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上する。	児童福祉法施行令第24条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和元年7月1日）、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き（令和元年7月見Ver.13）、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（令和元年8月29日発出版）	こども家庭庁	熊本市		福島県、栃木県、豊橋市、新潟市、上田市、沼津市、京都市、兵庫県、たつの市、防府市、松山市、長崎市	○ 当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例がある。本提案により、認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上することが期待できる。	「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の廃止に伴う受給者証の記載方法は、障害福祉サービス事業所における報酬の請求事務に影響を与えることになる。 一方で、利用者や自治体の事務負担の軽減は重要であることから、御提案いただいた内容について上記に留意しつつ検討を行ってまいりたい。 なお、見直しに当たっては、全国の報酬請求等の事務の混乱を回避する観点から一定の準備期間が必要と考えられ、事業所への周知や、国保連合会における報酬の要変支払に係るシステム改修の必要性を含め、検討を行ってまいりたい。	関係府省ヒアリング（8/5）における所管府からの説明については、以下のとおり認識しており、これらの点も踏まえて、さらに検討を進めていただきたい。 「所得区分に応じた負担上限月額」（以下、負担上限月額という）の認定については、「支給決定期間は、支給決定開始から1年となるため、年長から小学校にかけた時期をまたいで負担上限月額の認定期間が設定される場合がある」との説明があったが、少なくとも当市の運用において、児童発達支援の利用者は、小学校にとがるタイミングで放課後等デイサービス等に切り替わるため、ご懸念のような場面が生じることは想定されない。また、「児童発達支援センターの利用者は、食事提供加算該当の有無を判断するために所得区分の確認が必要になる」との説明については、ご指摘の通りと考えるが、当市の児童発達支援センターの利用者は無償化児童全体の約5%であり、該当者のみ確認することでの簡素化の効果は大きい。 「多子軽減」の認定については、認定業務を廃止することにより、利用者へ不利益が生じる場合がある旨の懸念が示されているが、例えば、3兄弟全員が児童発達支援を利用している世帯の場合、2番目の子が無償化対象で多子軽減の申請をしていなかったとしても、3番目の子が多子軽減の申請をすれば、第3子として認定をすることになるため、簡素化による利用者への不利益はない。さらに、無償化対象児童の在園証明等を求めることは不要な個人情報を収集することになり保護者の負担も伴う。また、請求事務に与える影響としても、受給者証に本来の負担上限月額が記載されることで請求ミスが発生している状況である。	

こども家庭庁　令和２年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—		—	○1次ヒアリングにおいて、無償化対象児に係る「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の必要性について改めて精査し、手続の在り方を検討するとの説明があったが、手続の簡素化によるメリットとデメリット、簡素化が困難なケースがどの程度あるのか等を総合的に勘案したとて、地方公共団体、利用者双方にとって効率的な手続となるよう、積極的に検討いただきたい。 ○検討の進捗状況やスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に説明いただきたい。	第1次回答のとおり、利用者や自治体の事務負担の軽減を図っていくことは重要であることから、様々な自治体の意見も聞きながら、今後検討を行ってまいりたい。 その際、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」に係る認定業務の見直しにより、例えば、面談に対する請求明細書の様式の変更に伴う事業所の請求のエラーの発生など報酬の請求事務の混乱が懸念されるため、その点にも留意しつつ検討を行ってまいりたい。 なお、就学前児童であることの確認については在園証明を法令上求めているものではないため、各自治体で適切に対応していただく必要がある。	＜令2＞ 5[厚生労働省] (5)児童福祉法（昭22法164） （vi）障害児通所支援利用における無償化対象通所児童（施行令24条3号）に係る障害児通所給付決定（法21条の5の5第1項）については、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの改修の必要性を勘案しつつ、簡素化する方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令4＞ 5[厚生労働省] (1)児童福祉法（昭22法164） （ii）障害児通所支援利用における無償化対象通所児童（施行令24条3号）に係る障害児通所給付決定（21条の5の5第1項）については、無償化対象通所児童の保護者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・多子軽減措置の認定の対象となる児童のうち無償化対象通所児童については、多子軽減措置の認定をすることなく、無償化対象通所児童として利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証において多子軽減措置の認定についての記載を不要とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み（令和4年3月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）] ・無償化対象通所児童については、所得区分に応じた負担上限月額の認定をすることなく、利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証において所得区分に応じた負担上限月額についての記載を不要とする方向で検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	多子軽減の認定：事務連絡の発出 負担上月額の認定：検討中	多子軽減措置の認定については、左記の事務連絡発出により令和4年4月1日より簡素化をした。負担上限月額の認定簡素化については、令和6年度以降に運用を開始することとする。	国民健康保険団体連合会（国民健康保険中央会）及び自治体へのヒアリングを実施し、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について簡素化することとした。 このうち多子軽減措置の認定については、多子軽減認定の対象となる障害児であっても、無償化対象児である場合は、無償化対象児童の保護者に対して多子軽減認定の申請が不要である旨都道府県市町村へ通知した。「無償化対象児童に係る多子軽減認定の取扱いについて」（令和4年3月4日付け事務連絡）	負担上限額の認定簡素化についてシステム改修が可能となるよう必要な措置を講じる。